

第13回 大会案内

元
一

「スポーツにおける法のトの平等」
—12月18日(日)早稲田大学国際会議場で開催

一月二八日(日)、早稲田大学国際会議場3階の会議室において、第13回大会を開催します。全体会のテーマは「スポーツにおける法の下の平等」です。今年度は、自由研究発表の応募が多く寄せられましたので、受付を八・四〇から

です。研究の成果を共有して活発

辻田宏（高知大学）

(2) 「障害者スポーツ」というスポーツ

(日本体育大学)

(3) 「スポーツにおける朝鮮学校

等に対する差別】矢花公平
（平蔵二六 矢花公立事務所）

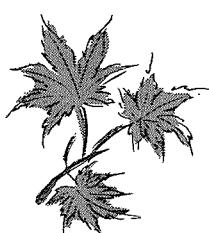
卷之三

「スポーツにおける平等の諸次元」

井上典之（神戸大学）

ら行い、九〇〇〇から自由研究発表を始めます。例年通り、午後から基調講演（一三二・三〇〇）、シンポジウム（一四一・四〇〇）を予定しています。報告者とテーマは以下の通りです。年に一度の大会

(1) 「市民スポーツに見るスポーツ権の実際と課題」(仮題)



編集人 小林真理 発行人 菅原哲朗

本スポーツ法学会事務局

〒191-00 東京都立川市泉町九三五番地

第 26 号

FAX 電話
○四二一五四〇一〇八九

二〇〇五年度夏期合同研究会が

夏期合同研究会 開催される

七月二三日（土）午後一時三〇分
から岸記念体育会館（財）日本体
育協会・理事監事室で開催された

関連規定の制定を終えたところも多い。しかし、未解決な法的問題も少なくないことから、スピーチに係る法的問題として検討を行うこととしたものである。

関する法的問題とスポーツ施設、文化施設との比較から」、吉田勝光会員による「地方自治体での取り組みの現状」、伊賀野明会員による「指定管理者制度のはらむ問題」――利用の立場から考える――の三件（報告順）であった。

小林報告では、まず、「公の施設」の管理、指定管理者制度の立法経過及び理由について言及し、「地方財務制度の改革に関する答申」（一九六二年）の思想を踏まえ、更に指定管理者選定の実例として、同会員が関与した文化施設（横浜市磯子区民文化センター、三重県総合文化センター）やスポーツ施設（丘の公園）に関する説明がなされた。

吉田報告では、地方公共団体の指定管理者制度への取り組みの現状を伝えることを主眼として行われた。まず、愛知県では指定管理者制度が行政改革の一環として行われていることから、愛知県の行政改革（「あいち行政大綱二〇〇五」）について触れ、さらに愛知県のスポーツ行政の現状について報告をした。法的問題としては、

指定管理者制度に係る立法政策が重要問題であるとの認識から、条例、規則等の関連条例制定の現状が紹介された。

伊賀野報告では、指定管理者制度を利用者の面から報告されたものである。地方公共団体の中で、より良いスポーツ行政・施設管理の在り方の開発に取り組んでいる地方公共団体が紹介され、その例として盛岡市教育委員会や多賀野市等の取り組みが取り上げられた。

質疑は、指定管理者制度に関して発生が予測される法的問題、特に事故が発生した場合の責任等について意見が取り交わされた。

上記三件の報告については、年報第一二号に原稿が掲載される予定である。詳しくは年報をご参照下さい。

（吉田勝光 記）

専門委員会報告 事故判例研究

事故判例研究専門委員会の研究会が、

九月一七日（土）午後一時三〇分から

岸記念体育会館で開催された（参加者二六名）。今回は、後掲(1)～(3)の3事件に係る判決を取り上げた。平成一六年七月に国（厚生労働省）が一般市民による自動体外式除細動器（AED・Automated External Defibrillator）の使用は医師法一七条（医師以外の者の医業禁止）違反にはならないとの見解を示したこと、後掲第3事件において死亡事故の死因が心臓震盪であるとの初めての判断が示され、今後の救護体制への大きな影響が推測されることなど

事件及び第2事件は臨床医学に携わるに心臓震盪に関する初判断となつた第3事件を併せて検討判例とした。第1

事件（私立高校生体育授業持久走能力テストでの死亡事故）・大阪地裁平成九年九月一七日判決（判時

（3）第3事件（公園での児童キヤッチャ投球命中死亡事故）・仙台地裁平成一七年二月一七日判決（判時一月一六日判決（判時一七七四号五二頁、判タ一〇九四号二三二頁）

八九七号五一頁）

武者会員からは以下の報告があった。

まず、冊子「循環器病と治療に関するガイドライン」「心疾患患者の学校、職域、スポーツにおける運動許容条件に

関するガイドライン」について（日本臨床スポーツ医学会誌一二巻二号別刷）

本年度中に改訂予定）を参考しつつ、日本体育・学校健康センターに掲載さ

れた突然死の事例を元に小・中・高等

学校等について、突然死の実態、原因

疾患等の説明がなされた。うち、七〇

（八〇）パーセントは心臓関係であるとの指摘があった。その上で、基礎疾患

を有する者に対する運動をさせる際の

指導者の注意義務として、①基礎疾患の把握、②メディカルチェックの重要性、③運動許容条件内の指導が指摘さ

れた（日本臨床スポーツ医学会会術委員会内会勧告）。

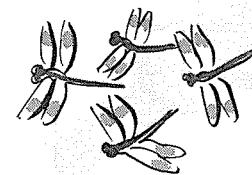
次に、基礎疾患を有さない者でも潜在性の疾患による

スポーツの事故が発生し、最悪の突然死を防ぐためには、救命急救措置に習熟し、適切に行うことが出来ることは

指導者として必須であることが強調さ

れ、更に、基礎疾患を有する者を含ん

でスポーツ指導を行ふのであれば、AEDの設置が望ましいことが指摘され



- (2) 第2事件（公立高校生体育水泳授業中溺死事故）・札幌高裁平成一三年二九頁)

六

第1事件については、事実関係の確認、事故発生時刻の不確実性、他の教員による呼吸・脈拍の確認の有無、呼吸も脈拍も停止していないのに意識がない理由の不明確さ、脈拍・呼吸を未だ確認できる状態での対応（観察行為の適否）等の疑問が提示された。第2事件については、担当教諭が講習を受けたジルベスター法を採用したこととの不適切であるとすることはできないが、在ではほとんど採用されていない方法であること等の説明があった。

ルが当たつた事故判例」一七件を、「ボールを注視していないためにボールにあたる事故」等の五類型に分け、本事件を「ボールの使用を対象としていない施設において発生したもの」の類型に属するとした。その上で、因果関係の判断、結果回避義務、予見可能性について報告がなされた。望月会員が独自に入手した、事件現場の「山崎公園概略図」の配付もあり、事件の具体的な事情が理解しやすくなつた。本報告は年報第一二号に報告内容が掲載されるので、詳細についてはそちらをご参照いただきたい。

理事会議事要録

二〇〇五年 第三回

日時：二〇〇五年七月二三日（土）

一二時～二三時

場所…岸記念体育会館スボーツマジケン
出席理事…菅原哲朗会長、浦川道太郎

副会長、望月浩一郎副会長、小林喜

理事務局長、井上洋一、佐藤千春
委員会は出資者、立原三、奥島善良

委任状提出者・小笠原正 奥島孝頼
諏訪伸夫、中村浩爾、湯浅道男

審議事項

1、新入会員について

五件の入会申し込みがあり、さへ二
承認された。現会員数は一八七名。

莊美奈子（俊則法律事務所）

樺原義比古（摶南大学法学部）

同上
谷塚 哲（谷塚行政書士事務所）

松倉功治（関西大学法科大学院生）

状況での可否等の質問もなされた

本学会に医療関係者が積極的に参加されることの必要性を一層痛感した。

(吉田勝光
記)



- (by-stander) の初期治療が人の命を救う為には最も重要であり、積極的に適切な基礎救命処置 (BLS : Basic Life Support) を行う社会の形成が必要であると締めくくった。

望月会員からは第3事件について次の報告があつた。まず、事案の概要、判例要旨の説明の後に、同事件がボール命中死亡事故であることから、過去の「野球・ソフトボールにおけるボ-

- 止との急救措置（AED等）との関係について臨床医学専門の武者会員に相次いで質疑がなされた。

その他他法的責任等の質疑については、AEDの設置・管理責任（設置台数、場所の適否、事件発生時の現場到着時間の長短等）、外部の部活動指導者の責任が中心的に議論された。医師から示された運動許容条件はどこまで利用できるか、心肺蘇生法は肺が動いている

- 審議事項

1、新入会員について

・五件の入会申込みがあり、すべて承認された。現会員数は二八七名。

　　岡崎祐史（湊川短期大学）

　　谷塙　哲（谷塙行政書士事務所）

　　松倉功治（関西大学法科大学院生）

　　莊美奈子（俊則法律事務所）

　　樺原義比古（摂南大学法学部）

3. 年報第12号刊行・販売に係る合意事項について

年報出版契約書原案について、若干の修正意見が出され、修正点をエイデルと交渉することが確認された。

4. アジアスポーツ法学会創設について

韓国側から、規約について当学会案を提示すること、創設大会における報告者五名を確定して欲しいこと、とていう依頼について、原案つくり、人選

を三役に一任することが了承された。
・新規研究会について

・「スポーツ契約」をテーマとした研究会（浦川理事担当）設置の提案があり、承認された。

6. 年報編集について

・順調に編集作業が進んでいる旨が報告された。

7. ニュニアスポートオーラムについて

・『二〇〇五ニュニアスポートの育成と安全・安心フォーラム（講演録）』が配付された。

8. メーリングリストの件

・会員メーリングリストの開設に関して、一〇月に会員に予告し、総会時に再度確認することが了承された。

9. その他

・学会大会の日程

事故問題研究会 九月一七日（土）二三時三十分、岸記念体育会館2F

F理事監事室 第13回研究大会：二〇〇五年二二月一八日（日）、早大国際会議場

第14回研究大会：二〇〇六年一二月一六日（土）、早大国際会議場

次回理事会 九月一七日（土）二二時、岸記念体育会館スポーツマンクラブ

100五年 第四回

日時：二〇〇五年九月一七日（土）
一四時

出席理事・菅原哲朗会長、望月浩一郎副会長、小林真理事務局長、小笠原正、萩原金美、濱野吉生、森川貞夫委任状提出者・井上洋一、諫訪伸夫、中村浩爾、日野一男、湯浅道男

7. その他
・次回理事会の予定 一〇月二二日（土）一四時、岸記念体育会館スポーツマンクラブ

報告された。

議題

1. 新入会員について

・三件の入会申込みがあり、すべて承認された。現在の会員数は二八七名。

大谷和彦（大谷法律事務所）

長屋貢嗣（長屋貢嗣法律事務所）
松本直城（クラーク記念国際高校）

2. 第13回研究大会について

・自由研究発表の申込みが六件あり、四件が承認された。二件は書類不備のため、再度書類の提出を依頼する

ことが確認された。

3. スポーツ仲裁シンポジウム後援の件

・一月二六日（土）に予定されているスポーツ仲裁シンポジウムについて、昨年同様に後援することが承認された。

4. 年報出版契約について

・原案通り、エイデル研究所と契約を前提に話を進めることができた。

5. アジアスポーツ法学会について

・一月三～六日の創設大会（ソウル）に向けて準備が進んでいることが報告された。また、再度、会員に向けて案内を呼びかけることが確認された。

6. 年報第12号の編集作業について

・順調に進んでいること、頁に不足が出たため企画ものを掲載することが

第2回 「スポーツ仲裁シンポジウム」

一月二六日（土）、第2回

「スポーツ仲裁シンポジウム」が開催されます。昨年に続き、

今回も後援団体の一つに当学会も加わりました。事前申込制で

ですので、参加を希望される方は、本会報に同封されている別紙に従って手続をして下さい。

日時：一月二六日（土）
一三・〇〇・一七・〇〇
(一一・三〇開場)

場所：上智大学10号館講堂

第一部

「アンチ・ドーピングの現在」

第二部

「スポーツ団体のガバナンス」

◎訴訟化時代に向けた、スポーツ関係者必携の書

スポーツ施設・スポーツ管理者・スポーツ指導者のための

スポーツ法危機管理学

日本スポーツ法学会会長 弁護士 菅原哲朗 著 ○A5判 128頁 定価:2200円

季刊教育法 No.146

特集 子どもの安全はどう守るか

垣添誠雄/喜多明人/船木正文/安達志和/橋本恭宏他 〇九月25日発行 定価:2000円

発行:エイデル研究所

102-0073 東京都千代田区九段北4-1-9
TEL.03-3234-4641 FAX.03-3234-4644

最新のスポーツ法学基本書

スポーツ事故・ドーピング・オリンピック・性差別・スポーツ仲裁・ビジネス・プロスポーツ・肖像権・etc.....

【導入対話】→【基本構造】→【展開講義】

導入対話によるスポーツ法学

小笠原正（東亞大学）／井上洋一（奈良女子大学）／川井圭司（同志社大学）／藤原健司（筑波大学）
諫訪伸夫（筑波大学）／濱野吉生（早稲田大学）／森浩寿（日本大学） ■本体 2,900円（税別）

SHINZANSHA

スポーツ六法

【編集委員】浦川道太郎／菅原哲朗／高橋雅夫／道垣内正人／濱野吉生／守信能次
【編集協力】石井信輝／森浩寿／山田貴史／吉田勝光 ■本体 3,200円（税別）



信山社

〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-9-102 東大正門前
TEL.03-3818-1019 FAX.03-3818-0344 E-mail:order@shinzansha.co.jp